

サイバー攻撃に対する情報保全対策の構築を求める意見書

昨今、衆議院、参議院、政府機関等を狙ったサイバー攻撃が明らかになり、サイバー攻撃に対する国民の不安は、これまでになく高まっている。

我が国の重要な情報がサイバー攻撃により海外へ流出することは、国益に大きな影響を及ぼすため、国が一体となってサイバー攻撃に対する情報保全対策を構築することが求められている。

特に、現在、不定期開催となっている情報セキュリティ政策会議を定期開催とすることや、情報保全対策に関する内外の情勢分析、諸外国の政策動向等を定期的に国会に報告することは、我が国の情報保全対策に対する決意を内外に示すこととなる。

よって、国におかれては、これらの事項のほか、サイバー攻撃から国民を守り、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 国家としての安全保障の観点から、情報保全の基本戦略を早急に定めること。
- 2 我が国の防衛調達に関する情報管理及び秘密保全体制を強化すること。
- 3 重要な社会基盤に対するサイバー攻撃の可能性について評価と検証を行い、地方自治体に対するサイバー攻撃対策についても、早急に戦略を定めること。
- 4 民間の優れた人材と技術を活用し、官民一体となった情報保全対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

防衛大臣

内閣官房長官

国家公安委員会委員長

科学技術政策担当大臣

国民生活の安心の確保と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書

国は、国民が安心して生活を送ることができる社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する交付金を創設し、これらの交付金を原資として都道府県などに設置させた各種基金を通じて市町村における迅速かつ柔軟な施策に対して財政支援を行ってきたが、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了することになっている。

しかしながら、これらの施策を今後も切れ目なく実施するためには基金事業の継続が必要であり、特に子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金、安心こども基金、妊婦健康診査支援基金、介護職員処遇改善等臨時特例基金、障害者自立支援対策臨時特例基金、地域自殺対策緊急強化基金及び地域グリーンニューディール基金においては、市民の命と健康を守り、福祉の向上などを図るための市民生活に直結した事業であり、多くの関係者から事業継続を求める声上がるなど今後の国の対応が懸念されている。

よって、国におかれては、国民生活の安心の確保と向上を図るため、これらの交付金による基金事業を今後も継続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

環境大臣

予防接種に関する制度の拡充を求める意見書

国は、子宮頸がん予防ワクチンなど 3 種のワクチンによる接種緊急促進事業を、平成 22 年 1 月 26 日から平成 23 年度末までの時限措置として実施しているが、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては一時接種を見合わせた時期があり、子宮頸がん予防ワクチンについても供給不足が発生するなど、当該 3 種のワクチンは、対象者に十分行き渡ったとは言えない状況である。

また、3 種のワクチンに対応する疾病以外にも水痘や成人の肺炎球菌感染症などの VPD（ワクチンにより防ぐことができる疾病）は、本来このような短期の臨時事業で解決できるものではなく、公費負担で永続的に事業の実施を行ってこそ国民の健康の保持増進に大きく力を発揮するものと言える。

さらに、専門家からは、我が国の公的予防接種体制は米国を始めとする先進諸国と比べて対象となる疾病及びワクチンの種類が少ないことや、公的予防接種に社会防衛的な性格があることが指摘され、VPD については、可能な限り公的予防接種の対象とするべきであるといった意見も出されている。

よって、国におかれては、3 種のワクチンによる接種緊急促進事業を当面の措置として来年度も継続し、その効果及び安全性について検討した上で、国の財政支援を明確にして予防接種に関する制度の拡充を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 現在、公費負担の対象となっていない VPD を予防接種法における予防接種の対象とすること。
- 2 3 種のワクチンによる接種緊急促進事業の対象となる疾病を将来的には臨時的な措置ではなく予防接種法における予防接種の対象とすること。
- 3 安心して平等に受けられる予防接種体制を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣

意見書案第24号

新たな大都市制度の創設を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年12月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文直

菅原 進

東 正則

松川 正二郎

新たな大都市制度の創設を求める意見書

行政需要が多様化し、財政状況の厳しさが増す中、地方自治体ではこれまでの画一的な行政から多様な地域の特性を生かした施策の充実が求められている。

そのためには、地方自治体の自主性及び自立性を高め、住民に身近な行政をできる限り身近な地方自治体において処理することを基本とする地方制度の構築が不可欠である。

特に、大都市は、人口の集中や産業及び経済活動の集積に伴う大都市固有の行財政需要に対応するとともに、経済活動や物流の拠点、地域文化の発信や内外との交流の場などとして都市圏の活性化と発展に寄与してきており、今後もこうした役割を果たす一方で、住民に最も身近な基礎自治体として、個性豊かな地域社会の実現への先導的役割を担うことが求められている。

しかしながら、現行の大都市制度である指定都市制度は、50年以上前に暫定的に創設された制度であり、指定都市が大都市特有の行財政需要に直面しているにもかかわらず、税配分や税制上の措置は不十分であるなど、指定都市が担うべき役割を十分に発揮することが困難な状況になっている。

よって、国におかれては、現行の指定都市制度を見直し、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含めて市域に及ぶ事務と税財源を一元化するとともに、大都市が地域の特性や実情に合わせ、地域のことは地域で解決する自主的かつ自立的な行財政運営を多様な仕組みで行うことを可能とする新たな大都市制度を創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

地域主権推進担当大臣

意見書案第25号

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年12月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文直

〃 菅原 進

〃 竹間 幸一

〃 松川 正二郎

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

国の防災基本計画には、平成17年に男女双方の視点への配慮が初めて明記され、さらに平成20年には男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が盛り込まれた。

この流れを受け、地方自治体が作成する地域防災計画にも男女の視点の違いや男女共同参画の観点に配慮した内容が取り入れられつつあるが、具体的な施策にまで十分に反映されているとは必ずしも言えないのが現状である。

このような中、内閣総理大臣の諮問機関である中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」は、本年9月28日に取りまとめた報告において、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることに配慮するものとしたところである。

一方、都道府県及び市町村に置かれる地方防災会議においては、委員となる職が災害対策基本法で指定されていることから、女性委員が就任しにくい状況が続いている。

よって、国におかれては、防災会議に女性の視点をより一層反映させるため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 中央防災会議に積極的に女性委員を登用すること。
- 2 都道府県知事や市町村長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることができるよう災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

防災担当大臣

男女共同参画担当大臣

原子力発電所の警備等に関する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年12月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅野 文直

〃 東 正 則

〃 松 川 正二郎

原子力発電所の警備等に関する意見書

今般の福島第一原子力発電所の事故は、国際社会にも大きな衝撃を与えたが、原子力発電所の安全対策は、自然災害のみならず、テロリズムへの対策も重要であることは言うまでもない。

特に、現在、収束に向けた努力が続けられている福島第一原子力発電所がテロリストの攻撃を受けると、不安定な状態となっている原子炉から大量の放射性物質が放出される可能性もあり、厳重な警備態勢が必要とされている。

しかしながら、我が国の法体系と警備体制は十分とは言えず、原子力発電所を含めた重要施設の警備についても、国家として確固たる意志を示さなければ、テロリストの標的となり、国民の生命と財産を危機にさらす可能性が高まることが懸念される。

よって、国におかれては、次の事項について早急に検討し、実現されるよう強く要望するものである。

- 1 成田国際空港警備隊を参考に、警察に専従の「原発等警備隊（仮称）」を新たに創設するなど、警備体制の充実を図ること。
- 2 自衛隊の任務に原子力発電所等の警護を加える自衛隊法の改正を行うこと。
- 3 海上からの攻撃に対処するため、海上保安庁と海上自衛隊の連携を強化すること。
- 4 原子力発電所等の周辺の地方自治体に警察及び自衛隊並びにその他の関係機関が加わった防災訓練の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

宛て

国土交通大臣

防衛大臣

国家公安委員会委員長

原発事故の収束及び再発防止担当大臣

TPPへの交渉参加表明の撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年12月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 竹間 幸一 |
| | 〃 | 市古 映美 |
| | 〃 | 佐野 仁昭 |
| | 〃 | 宮原 春夫 |
| | 〃 | 石田 和子 |
| | 〃 | 斉藤 隆司 |
| | 〃 | 石川 建二 |
| | 〃 | 井口 真美 |
| | 〃 | 勝又 光江 |
| | 〃 | 大庭 裕子 |
| | 〃 | 猪股 美恵 |

ＴＰＰへの交渉参加表明の撤回を求める意見書

本年１１月１１日、野田首相は、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）への交渉に参加する方針を表明した。

ＴＰＰに参加することになれば、農林水産省の試算では、農産物の生産額は４兆１千億円程度減少し、約３４０万人の就業機会が減少するとされ、さらに、これまで国民生活を守るために設けられてきた様々な規制についても、貿易障壁として撤廃を求められ、その結果として国民生活に重大な影響を及ぼすことが危惧されている。

例えば、医療にあつては、株式会社による医療機関経営や混合診療への規制が撤廃され、医療格差や国民皆保険制度の崩壊を招く可能性、食品にあつては、残留農薬、遺伝子組換え食品、ＢＳＥ（牛海綿状脳症）等への対策などについて他国よりも厳しいとされる食品規制の撤廃を迫られ、食の安全を確保できなくなる可能性などが指摘されている。

さらに、一度規制が撤廃されると、国民を保護するために国及び地方自治体が再び規制措置を講ずることを禁止されるとの想定もあり、その場合は国民生活に被害が生じても是正することができなくなってしまう。

ＴＰＰへの参加に対しては、全国農業協同組合中央会や日本医師会、消費者団体など広範囲にわたる反対の意見があり、その上、全国の地方自治体の首長の多くが反対しているとの報道機関による調査結果もある。

また、国民世論の圧倒的多数は、政府の説明及び情報提供の不足を指摘しており、野田首相のＴＰＰへの交渉参加表明は、こうした多くの意見を無視するものである。

よって、国におかれては、国民へ深刻な被害をもたらすＴＰＰへの交渉参加表明を撤回されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

経済産業大臣

社会保障・税一体改革成案の撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年12月12日

川崎市議会議長 大島 明 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 竹 間 幸 一 |
| | 〃 | 市 古 映 美 |
| | 〃 | 佐 野 仁 昭 |
| | 〃 | 宮 原 春 夫 |
| | 〃 | 石 田 和 子 |
| | 〃 | 斉 藤 隆 司 |
| | 〃 | 石 川 建 二 |
| | 〃 | 井 口 真 美 |
| | 〃 | 勝 又 光 江 |
| | 〃 | 大 庭 裕 子 |
| | 〃 | 猪 股 美 恵 |

社会保障・税一体改革成案の撤回を求める意見書

政府・与党社会保障改革検討本部において、社会保障と税の一体改革の具体的方向を取りまとめたものとして、経済状況の好転を条件に2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることとした社会保障・税一体改革成案が本年6月に決定された。

しかしながら、その中で社会保障改革の主な項目として掲げられている高齢者医療制度における医療費の自己負担割合の見直し、年金の支給開始年齢の引上げなどは、容赦のない社会保障の切捨てである。

一方、低所得者層ほど負担が重くなる逆進性の強い消費税の増税は、社会保障で支えるべき人に重い負担を課すことになるため、社会保障の財源を確保する方策として適当であるとは言えない。

このように社会保障の所得再分配の機能を台無しにする消費税の増税は、中小企業にとってもその負担は極めて重く、より一層の景気悪化を招く原因となる。

なお、社会保障の財源については、軍事費を始めとする不要不急の経費や大企業と大資産家への行き過ぎた減税を見直すことにより確保すべきである。

現在、東日本大震災からの復興に国民を挙げて取り組んでいるさなかで、その長期化も予想される時に、消費税を増税し、社会保障を後退させることは、国民の意欲を減退させ、暮らしと経済に大打撃を与えることは明らかである。

よって、国におかれては、社会保障・税一体改革成案を撤回し、方針を転換されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣